

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和5年7月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300005号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2300002号

## 第1 結論

昭和56年\*月から昭和58年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年\*月から昭和58年2月まで

私は、勤務していた会社を退職した後、昭和61年4月から国民年金に加入し国民年金保険料を納付したが、その際に母から、「20歳から国民年金に加入し保険料を納付しているので、短い間であっても継続して保険料を払うように。」と言われたことを記憶している。請求期間当時は大学生だったが、20歳になった頃に当時住民登録をしていたA町(現在は、B市)で母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を支払ってくれたと思う。

しかし、請求期間は、国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「請求期間当時は大学生だったが、母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を支払ってくれたと思う。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)により行われていたところ、請求者は、請求期間において大学生であったことから、請求期間の保険料を納付するためには、20歳になった時に国民年金の任意加入手続を行い、記号番号の払出しを受けることが必要であるが、i) B市は、「請求期間において、請求者に記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答していること、ii) 社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索による調査、並びに国民年金手帳記号番号払出簿により昭和56年\*月から昭和58年2月までの期間にA町において払い出された記号番号を全件調査したものの、請求期間において請求者に係る記号番号が払い

出された形跡は見当たらないこと、iii) 請求者が所持する年金手帳の国民年金の欄(以下「国民年金の欄」という。)に記載されている記号番号(\*)は、その前後の記号番号の被保険者資格取得状況等及び請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿により、昭和61年5月頃にA町で払い出されたと推認できること、iv) 国民年金の欄に記載されている初めて被保険者となった日(昭和61年4月1日)は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録の最初の国民年金被保険者資格取得年月日と一致していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の任意加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、B市は、「請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、前述の被保険者名簿の検認記録においても、請求期間の保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これを行ったとする請求者の母から、当該加入手続及び保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。